

法律問題

— 遺産分割の手続きとその方法 —

Q 先日父が亡くなりました。相続人は、私A（42歳、女性）と福岡に住む兄B（45歳、男性）の二人ですが、兄Bが遺産分割の話し合いに応じてくれません。遺産を分割するには、どこの裁判所にどのような申立てをしたらよいのでしょうか？

遺産分割においては、まず、相続人となる人たちとの間の協議によってその解決を目指すことになります。しかし、複数の相続人間での協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に対して遺産分割の請求をするという手続きが用意されています。

遺産分割事件には、強制的な解決方法である「審判の申立て」という手続きのほか、当事者間の協議によって解決を目指す「調停の申立て」の手続きがあります。遺産分割審判（あるいは調停）は、ある相続人からその他全員の相続人を相手方として申立てられます。実際に申立てを行う裁判所は、審判の申立ての場合には、原則として、亡くなられた人の住所地の家庭裁判所（調停の場合、原則として相手方（相続人の誰か一人）の住所地の家庭裁判所）になります。

ご相談の事例では、Aさんが相続人の一人である兄Bさんの住所地の家庭裁判所に、遺産分割調停の申立てを行うことになります。

法テラス高森法律事務所

阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第13回

「歴史の道「豊後街道」の石畳」

担当：産山村

7月に国史跡に指定された豊後街道は、中九州における流通、往来に利用された重要な歴史の道であり、豪雨に見舞われると土砂が流出し、至る所で寸断されていました。歴代熊本藩主の参勤交代は1年おきでしたが、その他の役人や飛脚等の往来に備えて、流出した街道の復旧には地元民が公役として駆り出されました。

特に本村に現存する「弁天坂の石畳」と「境の松坂の石畳」は、二重の峠と滝室坂に次ぐ交通の難所であり、災害→復旧→災害→復旧と例年のように繰り返され、旅人は悪路に、地元民は公役の激しさにたまりかねて石畳を築くことになったそうです。

今後は、先人たちが必死に作り上げた貴重な参勤交代の石畳を後世に引き継いでいくとともに、県内外に向けて広く豊後街道を紹介し、「国史跡」指定の記念イベントなどを実施し、地域の活性化につなげていきたいと考えています。

◆次回のコラムは、高森町が担当します。



『阿蘇』東京シンポジウムを開催します！

来る10月30日（水）18：00より、『阿蘇』東京シンポジウム～世界文化遺産登録を目指して～を東京都千代田区星陵会館にて開催します！

今回のシンポジウムは、阿蘇の素晴らしい価値・魅力や世界文化遺産登録へ向けての進捗状況等について、広く国民の皆様を発信することを目的としています。首都圏のご友人、ご家族等阿蘇に縁のある方、興味のある方々に今回のシンポジウムをご紹介できれば幸いです。